

「いちご王国・栃木」首都圏交通拠点連携プロモーション事業業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「いちご王国・栃木」首都圏交通拠点連携プロモーション事業委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

「いちご王国・栃木」の国内外の認知度向上、県産いちごの消費拡大及び本県への誘客促進を図ることを目的として、県産いちごが旬を迎える冬期に、首都圏の消費者を対象とした駅商業施設等におけるプロモーション及び国内外の消費者を対象とした首都圏国際空港におけるプロモーションを実施する。

2 業務内容

（１）共通事項

本プロモーションは20～30代の女性をメインターゲットに設定し、統一イメージであるピンク・赤・白を基調とした色調を用いて王国感を演出すること。

（２）首都圏駅商業施設等と連携した「いちご王国・栃木」メニューフェアの開催

首都圏に立地する駅商業施設等の飲食店において、県産いちごを使用したオリジナルメニューを提供する「メニューフェア」を開催すること。

① フェアの概要

ア 時期

令和9（2027）年1月～2月のうち3週間程度

イ 場所

一定の集客が見込まれる首都圏鉄道駅商業施設（鉄道駅構内又は駅直結の商業施設）

ウ 規模

飲食店舗数 25店舗以上

② フェアの企画・運営

- ・フェアの企画及び運営を行うとともに、参加飲食店、商業施設等との連絡調整を行うこと。
- ・参加飲食店には必要に応じて県産いちごの提供を行うこと。なお、提供するいちごの品種、手配方法及びその数量を企画提案書に記載するとともにフェア当日に提供ができるよう、調整及び手配を行うこと。

③ フェアの広告

- ・フェアや「いちご王国・栃木」の情報を掲載したPOPデザインを製作し、サイネージ広告等により幅広く周知すること。
- ・「いちご王国」総合サイトや「いちご王国」SNS、(Instagram、X（旧Twitter）)等と連携し、PRに努めること。

④ 店舗装飾物等の作成及びPR

- ・フェアに関連するPOPや装飾物等を製作し、参加店舗の装飾及びPRを行うこと。
 - ・フェア参加店舗の統一感が出るように工夫すること。
 - ・本県が「生産量・産出額・食味（※）」において日本一を獲得したこと（以下「いちご三冠」という。）をPRする装飾物等の製作及び活用を行うこと。
- （※）（一社）日本野菜ソムリエ協会が主催する「第4回全国いちご選手権」で「まりちゃんちのいちご畑」（栃木県真岡市）の「とちあいか」が最高金賞を受賞したことによる。
- ・「いちご王国」総合サイトや「いちご王国」Instagramへの誘導を促す仕組み（二次元コードの掲載等）を施すこと。

（３）首都圏国際空港における「いちご王国・栃木」マルシェの開催

国内外から多数の来場者が見込まれる首都圏国際空港（以下「国際空港」という。）のイベントスペースにおいて、「とちあいか」等の県産いちごの試食サンプリングを行うとともに、県産いちご及びいちご加工品等の販売を行う「いちご王国」マルシェ（以下「マルシェ」という。）を実施すること。

① マルシェの概要

ア 時期

令和9（2027）年1月～2月の5日間程度

イ 場所

国際空港のイベントスペース（特に、外国人の往来が見込まれる場所）

② マルシェの企画・運営

- ・マルシェの企画及び運営を行うとともに、空港等との連絡調整を行うこと。
- ・いちご関連土産品の販売促進や観光誘客にも配慮すること。
- ・サンプリング用のいちご及びマルシェでの販売品については、手配方法及びその数量を企画提案書に記載するとともにマルシェ当日に提供ができるよう、調整及び手配を行うこと。
- ・実施会場の都合により、試食サンプリングやマルシェの開催が制限される場合は代替案を甲と協議し実施すること。

③ マルシェの広告

- ・マルシェや「いちご王国・栃木」の情報を掲載したPOPデザインを製作し、サイネージ広告等により幅広く周知すること。
- ・「いちご王国」総合サイトや「いちご王国」SNS（Instagram、X）等と連携し、PRに努めること。

④ 会場装飾及びPR

- ・会場にはマルシェを開催していることが視認できる看板の設置や会場装飾を行うこと。また、マルシェ開催を周知するポスター等を作成し国際空港及び集客効果が見込まれる場所に広く掲出し、通行人に対しても視覚的にPRを行うとともに集客を促すこと。
- ・本県の「いちご三冠」をPRする装飾等の製作及び活用を行うこと。

- ・「いちご王国」総合サイトや「いちご王国」Instagram への誘導を促す仕組み（二次元コードの掲載等）を施すこと。

（４）県産いちごの消費拡大及び本県への誘客促進プロモーション（独自提案）

- ・（２）及び（３）と連動し、フェアやマルシェ参加者の継続的な県産いちごの購入や本県への訪問（観光いちご園を含む）など、「認知」から「行動変容」につながる具体的かつ効果的なプロモーションを提案し、甲と協議の上実施すること。
- ・プロモーションの実施に当たっては、本県の「いちご三冠」をPRする内容とすること。

（５）アンケートの実施

- ・（２）の実施に当たっては、参加飲食店に対し、提供したいちごについてアンケートを実施し、その使用感や今後の取扱い意向等を調査すること。
- ・（２）、（３）及び（４）の企画内で来場者等へのアンケートを実施すること。アンケートの実施に当たっては、プレゼントを準備するなど、より多くの回答を得られるように工夫すること。また、デジタルな手法で実施すること。なお、アンケート内容は、乙からの提案をもとに甲と協議し決定すること。

３ 留意事項

（１）企画提案書の記載内容

企画提案書には、企画内容、業務スケジュール、フェアやマルシェ全体のイメージ及び広報計画等を記載すること。

また、２（２）③及び２（３）③における広告手法の提案にあたっては、想定されるPR効果とその根拠を示すこと。

なお、国際空港においてプレゼント企画を実施する場合は、加工品やデジタルコンテンツをプレゼントするなど、日本国外の居住者でもプレゼントを入手できる企画を提案し、実施すること。

（２）いちご等の調達

農産物等を調達する際には農業団体等と十分調整し、甲と協議の上調達すること。

また、「いちご王国・栃木」及び県産いちごのブランド価値を損なうことのないよう、農産物の品質等について十分留意すること。

（３）その他

① フェアやマルシェの実施に当たっては、「栃木県環境配慮指針」に基づき環境負荷等の軽減を図ること。また、県、農業団体、関係機関等と十分に連携するほか、県が実施する他の事業との効果的な連携を図ること。

② これまで訴求してきた県産いちご各品種が持つイメージ（特性、ターゲット等）を踏襲したプロモーションとすること。

③ 実施に当たっては、会場の管理者等と連携を図り、関係法令を遵守するとともに、必要に応じて所管する関係機関等と連携すること。

④ 緊急時の対応体制（地震及び火災発生時、体調不良者発生時、けが人発生時等）を作

成すること。

⑤ 事業の効果測定（本県への来訪意向率、県産いちごの購入意向率等）を行い、報告すること。

⑥ フェアやマルシェイベントを中止せざるを得ない場合においても、消費者に「いちご王国・栃木」や県産いちごのイメージ定着を促すことができるよう、代替案を実施すること。

4 実施計画書及び報告書の提出

(1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、フェア及びマルシェの内容や活用するメディア媒体等の具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。

(2) 乙は、フェア及びマルシェ開催期間中の実施状況を記録（写真撮影等）し、電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を甲に提出すること。

(3) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD 等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。

(4) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。以下「著作権」という。）は甲に帰属するものとし、乙は著作者人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に規定する権利をいう。）を主張しないものとする。ただし、制作物の全部又は一部に乙が既に著作権を有するものが含まれている場合には、その旨を事前に甲に通知し、当該著作権の取扱いについては、協議の上、定めるものとする。

6 その他

(1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。

(2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

(3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。

(4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。